第1 審査会の結論

異議申立人からの「平成19、20、21年度に提出された住民監査請求の全部と、その監査結果及び監査の過程で取得した一切の文書」との公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)につき、長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。)の規定により長崎県監査委員(以下「実施機関」という。)が行った部分開示決定により不開示とした部分のうち、別表の「審査会の判断」欄において開示とした部分は開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成22年4月9日付けで、条例第6条第1項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、別紙の文書(以下「本件対象公文書」という。)を特定し、平成22年4月22日付けで異議申立人に対し、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない部分及び決定の根拠を異議申立人に対し通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件処分を不服として平成22年6月2日付けで異議申立書を 提出し、その後、平成22年6月8日付けで異議申立書に誤った申立先等が記載 されているとして、補正書が提出された。

以上の経緯により異議申立人は、実施機関に対し行政不服審査法(昭和37年 法律第160号)第6条の規定により異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行ったものである。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由 は、おおむね次のとおりである。

開示された文書は、全体が真っ黒のページが続いており、県民に対して情報

公開の努力が感じられなく、逸脱行為である。一行一行の中で個人情報と思われる箇所のみ不開示にすればよい。

本件処分は、長崎県情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、情報公開すべきである。また、条例の規定を拡大解釈している。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、「平成19、20、21年度に提出された住民監査請求の全部と、その監査結果及び監査の過程で取得した一切の文書」の開示を求めるものであり、対象公文書として別紙のとおり特定した。

- (1) 平成19年度から21年度までに提出された住民監査請求は、別紙の「1.平成20年度住民監査請求」から「4.平成20年度住民監査請求」までの4件であるが、そのうち「1.平成20年度住民監査請求」及び「4.平成20年度住民監査請求」の2件については棄却、「2.平成20年度住民監査請求」については却下、「3.平成20年度住民監査請求」については取下げとなっている。
- (2) 「2.平成20年度住民監査請求」及び「3.平成20年度住民監査請求」については、却下又は取下げということで実質的な監査を行っておらず、住民から提出された長崎県職員措置請求書及び監査委員としての結論を決定(確認)するための決裁文書の2種類がそれぞれ対象文書となっている。
- (3) 「1.平成20年度住民監査請求」及び「4.平成20年度住民監査 請求」については、上記(2)の2種類の公文書のほか、監査を行う過程においてそれぞれ監査対象機関等から取得した文書が対象公文書となっている。
- 2 部分開示とした理由
- (1)不開示とした情報について

本件異議申立てに係る部分開示において、不開示とした情報は、提出された住民監査請求ごとに区分すると以下のとおりである。

- 「1.平成20年度住民監査請求」について
- ア 「長崎県職員措置請求書」における不開示情報は、

〔条例第7条第1号該当〕

・請求者に係る市町村名以外の住所、職業、印影及び電話番号

・請求者以外の個人の姓

である。

イ 「関係部署から取得した資料」における不開示情報は、

〔条例第7条第1号該当〕

- ・個人の言動、状況及び財産に関する記述部分
- ・個人の氏名、姓、住所、職業、電話番号、印影及び生年月日
- ・個人が記載した確約書
- ・個人の印鑑登録証明書

[条例第7条第2号該当]

- ・法人の振込口座に係る金融機関支店名及び口座番号
- ・法人の印影 (会社印及び代表者印)
- ・特定の事業者に関する記述部分

〔条例第7条第5号該当〕

・国の機関の内部情報

である。

- 「2.平成20年度住民監査請求」について
- ア 「長崎県職員措置請求書」については、事実証明書として添付された 文書を含む全部を不開示としている。(条例第7条第1号該当)
- イ 「住民監査請求について(伺)」における不開示情報は、

〔条例第7条第1号該当〕

- ・請求者の住所及び氏名
- ・住民監査請求の内容に関する記述部分

である。

- 「3.平成20年度住民監査請求」について
- ア 「長崎県職員措置請求書」については、事実証明書として添付された 文書を含む全部を不開示としている。(条例第7条第1号該当)
- イ 「住民監査請求書の返却について(伺)」における不開示情報は、

〔条例第7条第1号該当〕

- ・請求者の住所、氏名及び印影
- ・請求者の自筆部分

である。

- 「4.平成20年度住民監査請求」について
- ア 「長崎県職員措置請求書」における不開示情報は、

〔条例第7条第1号該当〕

- ・請求者に係る市町村名以外の住所、職業及び印影
- ・請求者以外の個人の氏名

[条例第7条第2号該当]

- ・事業主体の名称及び工事施工業者の名称である。
- イ 「畜産課から取得した資料」における不開示情報は、

〔条例第7条第1号該当〕

- ・ 個人の住所、氏名、職及び印影
- ・ 個人の言動に関する記述部分
- ・ 施設配置に係る字図

[条例第7条第2号該当]

- ・事業主体の名称、事業主体名を含む施設の名称、管理主体の名称及び 発注者の名称
- ・設計・監理者の住所、氏名、名称及び印影、工事受注者・施工業者・ 設計業者の住所、名称及び印影(会社印並びに代表者印)
- ・実施場所(市町村名及び地区名を含む)、地図及び施設配置に係る字図
- ・設計・工事監理業務委託契約書
- · 丁事施丁状況等調查報告書

である。

(2)不開示とした理由

条例第7条第1号の該当性について

本県の住民監査請求に係る監査結果の取扱については、却下する場合又は取り下げられた場合においては一切公表を行っていない。

なお、公表する際には、事実証明書を除く長崎県職員措置請求書の記載内容について、そのほとんどを「監査請求の内容」として公表している。

却下又は取下げとなり公表されていない住民監査請求事案に関する「(1) ア」及び「(1) ア」に記載した不開示情報については、第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であり、同号ただし書には該当しないと認められるので、事実証明書として添付された文書を含む全部を不開示と判断した。

上記「(1) ア」及び「(1) ア」に記載した不開示情報のうち請求者に係る市町名以外の住所、職業、印影及び電話番号については、住民監査請求に係る監査結果において公表されておらず、公にすることが予定されている情報でもないため、条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であり、同号ただし書には該当しない。

上記「(1) イ」、「(1) イ」、「(1) イ」及び「(1)

イ」に記載した不開示情報のうち、個人に係る氏名、姓、住所、職業、電話番号、印影及び生年月日や個人の財産や言動に関する記述部分、個人が記載した確約書、個人の印鑑登録証明書及び施設配置に係る字図については、条例第7条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であり、同号ただし書には該当しない。

条例第7条第2号の該当性について

上記「(1) イ」に記載した不開示情報のうち、法人の振込口座に係る金融機関支店名及び口座番号、法人の印影(会社印及び代表者印)については、一般に公開されるものでなく、法人が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であるので、条例第7条第2号アに該当し、同号ただし書には該当しない。

また、特定の事業者に関する記述部分とは、漁港区域に係る監視員が 作成した監視日誌に記載されている情報であり、監視員が特定の事業者 に対して行った作業に関する記録である。

住民監査請求があった沈没船引上げの事案とは直接関係のない情報ではあるが、この情報を単独で開示すると、当該事業者が県の監視の対象となっているかのごとき憶測を生むおそれがあり、また、住民監査請求があった事案に関与しているかのような印象を与えるおそれもあるので、事業者の名誉、社会的評価等が損なわれる情報である。

よって、条例第7条第2号アに該当し、同号ただし書には該当しない。 上記「(1) イ」に記載した不開示情報のうち、条例第7条第2号 該当とした部分については、以下のことから、条例第7条第2号アに該 当し、同号ただし書には該当しない。

この住民監査請求は、牛舎整備補助事業において、建築確認等の手続きが行われておらず建築基準法上の瑕疵があったにもかかわらず補助金を支出したとして補助金の返還措置を求めた事案である。

なお、監査結果において、建築基準法上の瑕疵があった牛舎を特定するような記載はされていない。

このような中、当該不開示情報を開示すれば、建築基準法上の瑕疵があった牛舎が特定される可能性があり、特定されれば、当該瑕疵の関係者(事業主体や設計・監理者、施設の所有者等)に関わる憶測等が起きることにより当該関係者の今後の事業運営に重大な影響を及ぼすおそれがある。

また、当該不開示情報のうち、法人の印影(会社印及び代表者印)については、一般に公開されるものではなく、法人が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報でもある。

よって、当該不開示情報は、「公にすることにより、当該法人等又は 当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある もの」に該当する。

条例第7条第5号の該当性について

上記「(1) イ」に記載した不開示情報のうち、国の機関の内部情報とは、住民監査請求事案に係る県の担当部署が長崎海上保安部から聞き取った同機関の内部協議に関する情報であり、開示すれば同機関との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるので、条例第7条第5号に該当する。

3 異議申立ての趣旨及び理由に関する意見

本件処分に当たっては、対象公文書を精査し、条例第7条が規定する不開示情報が記録されているかどうかについて個別具体的に判断したものである。

また、頁全体を不開示にせざるを得ない場合においても、記載されている情報 の種類がわかるように、タイトルや項目名等については可能なかぎり開示してい る。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、別紙のとおりと認めた。

実施機関は、本件対象公文書のうち不開示部分については、条例第7条第1号 (個人情報)、同第2号(事業情報)、同第5号(行政運営情報)のそれぞれの 理由に該当するとして、不開示としている。

- 2 条例第7条第1号の該当性について
 - (1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規 定は次のとおりである。

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予 定されている情報

- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要 であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行 に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該 職務遂行の内容に係る部分
- (2) 不開示部分の条例第7条第1号本文の該当性について

実施機関が条例第7条第1号に該当するとして不開示とした部分は、

別紙「2.平成20年度住民監査請求 〔請求があった日:平成21年1月13日〕(1)長崎県職員措置請求書」及び「3.平成20年度住民監査請求 〔請求があった日:平成21年2月13日〕(1)長崎県職員措置請求書」

上記以外の部分のうち、

- ・請求者に係る氏名、住所、職業、印影及び電話番号(容認又は棄却 の決定がなされた住民監査請求事案の請求者に係る氏名及び住所に おける市町村名を除く。)
- ・請求者以外の個人の氏名、姓、住所、職業、電話番号、印影及び生年月日
- ・ 個人の言動、状況及び財産に関する記述部分
- ・ 個人が記載した確約書、個人の印鑑登録証明書
- ・ 施設配置に係る字図

である。

これらの情報の中には、請求者及び関係者の氏名、住所等の情報のほか、請求者や関係者の意思、考えの表明、言動、彼らの財産についての記述等、個々具体的な個人に関する情報が記載されている。それらの情報は、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

また、これらの各情報からさらに特定の個人の識別性がある部分を除くことが可能であるとしても、その内容は請求者及び関係者等の人格と密接に関係する個人情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、いずれの情報も本号本文に該当すると認められる。

ただし、単なる事実経過を記述している部分や印鑑登録証明書の書式部分などは、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがないので、本号本文に該当しないと認められる。(別表において、「審査会の判断」欄で「開示:」としている。)

(3) 不開示部分の条例第7条第1号ただし書の該当性について

上記各項目については、条例第7条第1号(個人情報)に該当すると認められるが、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるため、

当審査会では以下のとおり検討した。

ア ただし書アの該当性について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定では、 監査委員が受理の上、棄却又は勧告の決定がなされた住民監査請求事案 は、その理由説明に必要な範囲において内容が公表されることになるが、 それ以上に内容が公表されることは予定されてはおらず、また、要件を欠 き不適法なため受理されずに却下された事案及び請求人からの申し出に より取り下げられた事案については、内容はもちろん請求があった事実に ついても公表は予定されていないから、ただし書アには該当しないと判断 した。(なお、公務員の氏又は氏名についても個人情報に該当すると考えら れるが、公表が予定されているので、不開示とはされていない。)

イ ただし書イの該当性について

人の生命、健康、財産等を保護するために、公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しないと判断した。

ウ ただし書ウの該当性について

公務員の職務の遂行に係る情報については、当該公務員等の職及び当該職 務遂行の内容に係る部分は開示することとされているが、当該情報が同時に 当該公務員以外の他の個人の個人情報に該当する場合は不開示情報に該当す る。

本件対象公文書に記載されている情報は、同号ただし書ウには該当しないと判断した。

3 条例第7条第2号の該当性について

(1)条例の規定について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次のア、イに掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、ア、イに掲げるものであっても、開示するものとしている。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした部分は、

- ・法人の振込口座に係る金融機関支店名及び口座番号
- ・法人の印影(会社印及び代表者印)
- ・特定の事業者に関する記述部分
- ・事業主体の名称、事業主体名を含む施設の名称、管理主体の名称及び 発注者の名称
- ・設計・監理者の住所、氏名、名称及び印影、工事受注者・施工業者・ 設計業者の住所、名称及び印影(会社印並びに代表者印)
- ・実施場所(市町村名及び地区名を含む)、地図及び施設配置に係る字 図
- ・設計・工事監理業務委託契約書
- ・工事施工状況等調査報告書

である。

法人の振込口座に係る金融機関支店名及び口座番号、完成払請求書及び請書の法人の印影(会社印及び代表者印)については、実施機関のいうように一般に公開されるものでなく、法人が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であるので、条例第7条第2号アに該当し、同号ただし書には該当しないと認められる。

特定の事業者に関する記述部分については、住民監査請求があった沈没船引上げの事案とは直接関係のない情報ではあるが、この情報を単独で開示すると、当該事業者が県の監視の対象となっているかのごとき憶測を生むおそれがあり、また、住民監査請求があった事案に関与しているかのような印象を与えるおそれもあるので、当該不開示情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

事業主体の名称、施設の名称、管理主体の名称及び発注者の名称、工事受注者、施工業者、設計業者、設計・監理者の住所、氏名等については、監査結果においては公表されておらず、公表されれば、建築基準法上の瑕疵があった牛舎に関わる憶測等が起きることにより当該関係者の今後の事業運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該不開示情報は、「公にすることにより、当該法人等又は 当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある もの」に該当すると認められる。

当審査会が本件対象公文書を精査したところ、公文書部分開示決定通知 書に記載された「開示しない部分」以外にも事業主体及び工事施工業者名 を不開示としている。これらについては、上記と同様の理由から条例第7条第2号に該当すると認められる。(別表において、「審査会の判断」欄で「不開示: 」としている。)

ただし、出来高設計書における市町村名、施工業者・設計業者一覧における年度・事業名・市町村名については、監査結果において、公表されており、当該不開示情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと認められる。(別表において、「審査会の判断」欄で「開示:」としている。)

また、設計・工事監理業務委託契約書における委託者住所・氏名、受託者住所・氏名、件名、建設地以外の情報及び工事施工状況等調査報告書等における書式の部分については、当該不開示情報を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないと認められる。(別表において、「審査会の判断」欄で「開示:」としている。)

- 4 条例第7条第5号の該当性について
 - (1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第5号の規 定は次のとおりである。

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人 又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ の発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他 の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は 当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害 するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、 地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の 正当な利益を害するおそれ

(2) 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書中、国の機関の内部協議に関する情報については、条例第7条第5号(行政運営情報)に該当するとして不開示としている。

実施機関の説明によると、住民監査請求事案に係る県の担当部署が長崎海上保安部から聞き取った同機関の内部協議に関する情報であり、開示すれば同機関との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で同部分について、条例第7条第5号により不開示としている。

この情報を検分するに、国の機関による法適用の判断等について記述されていることが確認される。

よって、条例第7条第5号により国の機関の内部情報を不開示と判断したことは妥当と認められる。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審查経過		
平成22年 6 月15日	・実施機関から諮問書を受理		
平成22年 6 月30日	・実施機関から理由説明書を受理		
平成22年7月16日	・異議申立人から意見書を受理		
平成22年9月2日	・審査会(審査)		
平成22年10月26日	・審査会(審査)		
平成22年12月1日	・審査会(実施機関から意見聴取)		
平成23年 1 月25日	・審査会(審査)		
平成23年 2 月10日	・・		

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役	職	備考
石橋龍太郎	弁護士		会長職務代理者
今 福 雅 彦	長崎新聞社総務局長		
岡本芳太郎	長崎大学経済学部教授		会 長
福村喜美子	N P O法人会長		
山 中 英 子	司法書士・行政書士		
横 瀬 透	長崎新聞社常務取締役		

(注)本委員中、横瀬委員は平成22年12月1日の審査会まで審議を行った。

(別紙)

- 1. 平成20年度住民監査請求 [請求があった日:平成20年5月19日]
 - (1)長崎県職員措置請求書
 - (2)関係部署から取得した資料(1)

回答書

法令書

監査請求書記載内容の確認

所有の沈没船の処理・催告の経過

長崎漁港沖平地区沈没船の処理について(伺い)

支出命令書

調定決議書兼通知書

債権管理簿

(3)関係部署から取得した資料(2)

長崎漁港における 所有の船舶の係船・陸揚げ状況 未納者にかかる財産調査について(伺い)

(4)関係部署から取得した資料(3)

住民監査請求にかかる請求人の主張に対する県の見解について

(5)関係部署から取得した資料(4)

督促状及び催告状の発送について

- (6)住民監査請求にかかる監査結果について
- 2. 平成20年度住民監査請求 [請求があった日:平成21年1月13日]
 - (1)長崎県職員措置請求書
 - (2)住民監査請求について(伺)
- 3. 平成20年度住民監査請求 〔請求があった日:平成21年2月13日〕
 - (1)長崎県職員措置請求書
 - (2)住民監査請求書の返却について(伺)
- 4. 平成20年度住民監査請求 〔請求があった日:平成21年3月9日〕
 - (1)長崎県職員措置請求書
 - (2) 畜産課から取得した資料(1)

補助金支出関係書類(実績報告書等)

建築基準法に基づく安全性の確認関係書類

補助金返還命令関係書類

(3) 畜産課から取得した資料(2)

補助金交付の根拠規程(県、国)の名称

補助金交付条件又は法令等違反の場合における県の対応の根拠又は基準を 定めた資料

補助金の額の確定等にあたっての検査要領(現状と改正後)

建築基準法の根拠規程

事業概要

補助金交付事務の流れ

本件事案の発端からの一連の経過(事実関係、事案への県等の対応など) 9報道に係る15件の対象年度、事業内容、補助事業名、事業費、補助対 象経費、国・県・市町の補助金額の一覧表

平成21年2月14日(西日本新聞)、同15日(長崎新聞、読売新聞) で報道された牛舎整備補助事業について

- ・ 建築基準法上の違反事実の内容
- ・ 違反事実確認後の対応内容

佐々町の平成19年度事業2件、平成13年度事業2件及び平成9年度事業1件について

- ・ 違反事項の確認
- ・ 違反事項への対応状況

平成19年度2件と平成13年度分との取扱の相違点及びその考え方、根拠

建築基準法等に違反していた牛舎整備に係る是正措置の内容及びそれに伴 う補助対象事業費の増減の有無(調査方法、結果内容など)

建築基準法違反に対する考え方、根拠

請求人の主張に対する畜産課の見解について

佐々町平成13年度補助金の返還命令関係書類

(4) 畜産課から取得した資料(3)

平成20年度4月2日付け開示請求により交付した資料

補助金の流れが分かる資料

補助金の一部返還に係る材料費の算出の具体的な考え方 再発防止に向けた今年度実施した具体的な取組について 県の現地調査の考え方

安全性確認検査に係る進捗状況

(5) 畜産課から取得した資料(4)

補助事業等の適正かつ効率的な実施について(平成21年2月23日付け 農林部長通知) 電話口頭受理(平成20年3月7日分)

電話口頭受理(平成20年4月1日分)

電話口頭受理(平成20年5月19日分)

平成19年度長崎県肉用牛経営活力アップ事業費補助金交付決定前着工 届の受理について

平成18年度長崎県肉用牛経営活力アップ事業費補助金交付決定前着工 届の受理について

(6)建築課から取得した資料

違反建築物等事務処理要領

(7) 畜産課から取得した資料(5)

平成20年度畜産課所管事業等説明会及び長崎県配合飼料価格高騰対策 会議の開催について

平成20年度牛舎整備補助事業に係る打ち合せ会の開催について

長崎県肉用牛経営活力アップ事業費補助金実施要綱

長崎県肉用牛経営活力アップ事業(大規模経営ステップアップ支援事業)

及び長崎県増頭推進プロジェクト事業実施要領

平成15年度~19年度に補助事業で整備した牛舎のうち建築確認申請対象一覧

補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について(平戸市分)

補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について(五島市分)

補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について(川棚町分)

補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について(南島原市分)

補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について(島原市分)

施工業者、設計業者一覧

平成13年度長崎県肉用牛振興ビジョン21対策事業により取得した施設の施工不良に係る措置について

交付決定取消及び支出負担行為決議書(減額)

(8)住民監査請求にかかる監査結果について

別表 対象公文書	実施機関が開示しなかった部分	審査会の判断
对家公人言	請求者の住所(市町名を除く)	毎旦云の判断
1 (1)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	請求者の職業、印影	
	請求者の電話番号	
	請求者以外の個人の姓	
	時系列一覧表(3枚)のうち「内容」欄	平成14年1月4日の事実経 過の部分を開示 開示:
	「面談報告書(平成20年4月30日)」のうち「出席	州小 .
	<u>者」の個人の氏名及び「内容」欄</u> 「電話記録・報告書(平成20年4月22日)」のうち	
	「相手方」欄及び「内容」欄	
	平成20年4月10日~30日までの対応記録のうち日付及び日時以外の部分	
	<u>「電話記録・報告書(平成20年1月17日~平成19年8</u>	
	月20日)」のうち「相手方」欄及び「内容」欄 「平成19年7月20日」の対応記録のうち個人の氏名及	
	び会話の内容部分	
	「打ち合わせ記録・報告書(平成19年7月12日)」の	
	<u>うち「相手方」欄および「内容」欄</u> 平成19年7月7日の「油漏れの経過報告」のうち個人	
	の氏名、職業 「打ち合わせ記録・報告書(平成19年7月2日)」の	
	うち「相手方」欄および「内容」欄	
	平成19年6月14日及び4月26日の面談記録のうち個人 の氏名及び電話番号並びに会話の内容部分	
	【「新長崎漁港駐在監視日誌・運行日誌(平成19年4月	
	24日~平成19年4月12日)」のうち個人の姓及び個人 に関する発言内容並びに特定の事業者に関する情報	
1 (2)	「19年度 関係書類」のうち個人の姓、個人の言	
	<u>動及び財産に関する情報</u> 「18年度 関係書類」のうち個人の姓、電話番	
	号、個人の言動及び財産に関する情報	
	「17年度 関係書類」のうち個人の姓、電話番 号、個人の言動及び財産に関する情報	
	「舞の浜地区沈没船について(警告)」のうち個人	
	<u>の氏名</u> 平成16年度の対応記録のうち個人の姓、住所、電話	
	番号及び言動	
	「売船引き上げの経過」のうち個人の氏名、住所、 電話番号、財産及び言動	
	「長崎漁港沖平地区沈没船引き上げ費用の未収金に	
	ついて」のうち個人の氏名 「長崎漁港沖平地区沈没船引き上げ費用の未収金に	
	ついて」のうち長崎海上保安部の考え方	
	平成15年1~11月の指導記録のうち「対象者」欄、 「指導内容」欄及び「回答」欄	
	「確約書」のうち個人の姓及び発言内容	
	「来客者協議報告書(平成14年2月1日)」のうち個	
	<u>人の氏名、「相手方」欄及び「内容」欄</u> 「中古船仲介人について(報告書)」のうち個人の	
	氏名、住所、電話番号及び船舶の名称、番号	
	「漁港法による監督処分・行政代執行について」の うち個人の氏名、住所、電話番号及び発言内容	
1 (2)	県職員以外の個人の氏名及び住所	
	「確約書」の全部	
	「印鑑登録証明書」の全部	個人情報以外の書式は、 開示。
		開示:

対象公文書	実施機関が開示しなかった部分	審査会の判断
1 (2)	相手方の金融機関支店名及び口座番号並びに会社印 及び代表者印 「工事完成検査調書」のうち「立会者職氏名」欄の 県職員以外の個人の氏名	
1 (2)	県職員以外の個人の氏名及び住所 「確約書」の全部 「完成払請求書」のうち相手方の金融機関支店名及 び口座番号並びに法人の印影(会社印及び代表者印) 「請書」のうち法人の印影(会社印及び代表者印)	
1 (2)	債務者の住所、氏名、印影及び電話番号 「債権の管理に関する事項」欄のうち債務者の言動 に関する部分	欄中4,11,14行の 日付を開示 開示:
1 (3)	個人の姓及び船名	
1 (3)	未納者の住所、氏名 「債権管理簿」のうち債務者の住所、氏名、電話番号及び債務者の言動に関する部分 「照会用(財産用)」のうち未納者の住所、氏名及び生年月日 「照会用(財産用)について(回答)」のうち個人の氏名及び住所	欄中4,11,14行の 日付を開示 開示:
1 (5)	県職員以外の個人の氏名及び住所	
2 (1)	全部	事実証明書として添付された公文書開示決定通知 書の備考欄を開示 開示:
2 (2)	請求人の住所、氏名及び請求内容	71373
3 (1)	全部	
3 (2)	請求人の住所、氏名、印影及び自筆の部分	
	請求者の住所(市町名を除く)	
4 (1)	請求者の職業	
	請求者の印影	
	「牛舎建築に係る調査結果について」のうち、町職 員以外の個人の氏名	事業主体名と工事施工業 者名を 2 号該当として不 開示に追加 不開示:
	「平成9年度畜産再編総合対策事業(新生産システムモデル実践事業)」のうち事業主体及び工事施工 業者名	

別表		
対象公文書	実施機関が開示しなかった部分	審査会の判断
	「何書」及び「平成16年度長崎県肉用牛振興施設	
	整備事業完了確認調書」のうち事業主体名	
	「長崎県肉用牛振興施設整備事業実績書」のうち実	
	施場所及び管理主体名	
	「施設の配置図(3号~5号)の全部	
	「設計業務完成検査調書」の「請負者」欄及び「検	
	<u> 査員職氏名」欄</u>	
4 (2)	「工事完成検査調書」のうち「契約物件」欄の施設 名称、「請負者」欄全部、「検査員職氏名」欄全部	
4 (2)	石が、 崩員有」懶主が、 快量負職に行」懶主が 及び「立会者職氏名」欄(市町村職員を除く)全部	
		不開示部分のうち、
		「2.業務報酬額」から
	「設計・工事監理業務委託契約書」の全部	「平成16年10月12
	双门 工事血连来勿安心失意自 00至时	日」までの部分のすべて
		(印影を除く)を開示
	「工事受注確認書」の冒頭部分から「2.工事場	開示:
	・工事文注唯認者」の自頭部ガから・2.工事場 所」までの部分	
	「平成15年度~19年度に補助事業で整備した牛	
	舎のうち建築確認申請対象一覧」の「設置箇所」	
	欄、「事業主体名」欄及び「氏名」欄	プローカハネミ ケ
		不開示部分のうち、
		「1.建築主」欄の上の
4 (2)		部分の報告者の住所、氏 名の記載内容及び印影、
7 (2)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	調査者の資格、住所、氏
		名、事務所名の記載内容
		及び印影を除き開示
		開示:
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認につ	
	いて」のうち「2.事業主体名」欄	
	「違反建築物等完了報告書」の「建築主、所有者、 管理者住所、氏名」欄、「設計者、工事監理者住	
4 (2)	はは自住が、にもし懶、 設計は、工事品は自住 所、氏名」欄、「工事施工者住所、氏名」欄及び	
	「1.建築物等の位置」欄	
4 (3)	個人の言動に関する部分	
4 (3)	「事業主体名」欄	
	「平成15年度~19年度に補助事業で整備した牛 舎のうち建築確認申請対象一覧」の「設置箇所」	
	青のうら建築唯総中萌対象―真」の「設直画別」 欄、「事業主体名」欄及び「氏名」欄	
	サネエドロ」MXO 以口」M	不開示部分のうち、
		「1.建築主」欄の上の
1		部分の報告者の住所、氏
4 (3)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	名の記載内容及び印影、
		調査者の資格、住所、氏
		名、事務所名の記載内容 及び印影を除き開示
		及び印象を除る用が 開示:
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認につ	
	いて」のうち「2.事業主体名」欄	
	「事業主体」欄	
		不開示部分のうち、
		「1.建築主」欄の上の
		部分の報告者の住所、氏
4 (3)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	名の記載内容及び印影、
		調査者の資格、住所、氏 名、事務所名の記載内容
		石、事務所石の記載内谷 及び印影を除き開示
		及り印象を添き開か 開示:
	「事業実施主体」欄及び「施設の所在地」欄	
	2 11.5 400 - 11. 1 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	

別表 対象公文書	実施機関が開示しなかった部分	審査会の判断
4 (3)	「事業主体名」欄	毎旦云の判断
4 (3)	「違反建築物等完了報告書」の「建築主、所有者、 管理者住所、氏名」欄、「設計者、工事監理者住 所、氏名」欄、「工事施工者住所、氏名」欄及び 「1.建築物等の位置」欄	
4 (4)	「設置箇所」欄、「事業主体名」欄及び「氏名」欄	
4 (5)	全部	
4 (5)	全部	件名を開示 開示:
4 (5)	全部	
4 (5)	「事業主体名」欄	
4 (5)	「事業主体名」欄	
	「別添」の「事業実施主体」欄	
4 (7)	「平成 1 5 年度長崎県肉用牛振興ビジョン 2 1 対策 事業出来高設計書」の市町村名、地区名及び事業主	市町村名欄を開示 開示:
4 (7)	「設置箇所」欄、「事業主体名」欄及び「氏名」欄	
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について」のうち「2.事業主体名」欄	
4 (7)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	不開示部分のうち、 「1.建築主」欄の上の 部分の報告者の住所、氏 名の記載内容及び印影、 調査者の資格、住所、氏 名、事務所名の記載内容 及び印影を除き開示 開示:
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について」のうち「2.事業主体名」欄	
4 (7)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	不開示部分のうち、 「1.建築主」欄の上の 部分の報告者の住所、氏 名の記載内容及び印影、 調査者の資格、住所、氏 名、事務所名の記載内容 及び印影を除き開示 開示:
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認について」のうち「2.事業主体名」欄全部及び「3. 安全性を確認した牛舎」欄の生産組合名	
4 (7)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	不開示部分のうち、 「1.建築主」欄の上の 部分の報告者の住所、氏 名の記載内容及び印影、 調査者の資格、住所、氏 名、事務所名の記載内容 及び印影を除き開示 開示:
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認につ いて」のうち「2.事業主体名」欄	
4 (7)	「工事施工状況等調査報告書」の全部	不開示部分のうち、 「1.建築主」欄の上の 部分の報告者の住所、氏 名の記載内容及び印影、 調査者の資格、住所、氏 名、事務所名の記載内容 及び印影を除き開示
		開示:

対象公文書	実施機関が開示しなかった部分	審査会の判断
	「補助事業により整備した牛舎の安全性の確認につ	
4 (7)	いて」のうち「2.事業主体名」欄	
	「法第12条第5項の報告」の全部	年度欄、事業名欄、市町
4 (7)	全部	一年反禰、事業石禰、川町村名欄を開示 開示:
	「既存牛舎施工状況確認復命書」の「施行場所」欄、「設計業者」欄、「調査場所」欄、「使用者」欄及び「設計者」欄 「入札時における自主工事費(基礎工事のうち労賃部分)の取り扱いについて」のうち町職員以外の出席者名	不開示部分のうち、 「1.建築主」欄の上の 部分の報告者の住所、氏
	「工事施工状況等調査報告書」の全部	名の記載内容及び印影、 調査者の資格、住所、氏 名、事務所名の記載内容 及び印影を除き開示 開示:
	「平成13年度長崎県肉用牛振興ビジョン21対策 事業に係る調査結果報告について(第3回)」及び その添付書類のうち組合の名称	
	てのぶり音類のうち組合の名称 「平成 1 3 年度長崎県肉用牛振興ビジョン 2 1 対策 事業に係る現地調査」のうち「立会者」欄全部	
4 (7)	「平成13年度長崎県肉用牛振興ビジョン21対策 事業に係る調査結果報告書」のうち「事業内容」欄 の個人の姓	
	「平成13年度長崎県肉用牛振興ビジョン21対策事業に係る調査結果報告書」のうち組合の名称、工事施工業者名及び設計監理業者名	
	「平成13年度長崎県肉用牛振興ビジョン21対策 事業費補助金交付額確定通知書」のうち個人の氏名	
	「平成13年度長崎県肉用牛振興ビジョン21対策 事業実績報告書について」のうち個人の氏名	
	「(様式第2号)長崎県肉用牛振興ビジョン21対 策事業実施実績書」のうち「事業実施主体」欄、 「地区名」欄、「事業主体」欄及び「施行箇所又は	
	牛舎の位置を示した佐々町内の図面	
	「物品検査調書」のうち「納入場所」欄、「納入 者」欄、「発注者側」欄、「請負者側」欄及び設計 監理者の屋号・氏名・印影	
	「工事完成検査調書」のうち「工事場所」欄、「請 負人」欄、「発注者側」欄、「請負業者側」欄及び 設計監理者の屋号・氏名・印影	
	<u> </u>	
4 (7)	「事業辞退届」のうち組合の名称及び組合員の氏 名・印影	

[「]審査会の判断」欄で空白の部分は、当審査会において不開示が妥当と判断した部分である。